

第77回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月17日（土曜日）午後1時開会

開催場所

東京都豊島区西池袋一丁目11番1号
メトロポリタンプラザビル12階
ステーションコンファレンス池袋 Room 1

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 補欠監査役1名選任の件



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/4626/>



株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当期における世界経済は、依然としてロシア連邦・ウクライナ情勢等地政学リスクの高まりによる資源・食料価格の高騰や、欧米諸国での政策金利の引き上げや為替変動リスクなど不透明感が高まる状況が継続したことなどにより停滞し、厳しい事業環境が続いております。

このような状況の中、エレクトロニクス事業においては、リジッド基板用部材についてはディスプレイ関連部材、民生用関連部材において販売数量が前年同期を下回り、半導体パッケージ基板用部材についても、スマートフォンやPC・タブレット等の最終需要の減少を背景にメモリ向けの製品の需要が急速に減少したことにより、販売数量は前年同期を下回りました。

また、医療・医薬品事業においては、医療用医薬品製造販売については、薬価改定の影響や他社同効薬等の限定出荷解除に伴う需要の減少により低調に推移しましたが、医療用医薬品製造受託については、製造委託元からの要請による受託数量の増加やプロダクトミックスの変化により好調に推移しました。

その結果、当期の売上高、営業利益及び経常利益並びに親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期を下回る結果となりました。

当社は、現金による株主の皆様への利益還元を最重要政策の一つと位置付けており、継続的かつ安定的に高水準の利益還元を実施する基本方針に基づき、株主資本配当率（DOE）を長期経営構想の目標指標とし、「連結決算を基準に株主資本配当率（DOE）5%以上を維持すること」を目標としております。

また、当社は、2023年9月に設立70周年を迎えることから、当期の期末配当につきましては、普通配当37円00銭に記念配当15円00銭を加え1株あたり52円00銭とすることを本定時株主総会でご提案申し上げます。

株主の皆様におかれましては、今後も一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長
佐藤英志



目次

招集ご通知	2
議決権の行使についてのご案内	4
インターネット配信のご案内	6
株主総会参考書類	8
添付書類	
● 事業報告	10
● 連結計算書類	45
● 計算書類	49
● 監査報告	53
トピックス	61

株主の皆様へ

埼玉県比企郡嵐山町大字大蔵388番地
太陽ホールディングス株式会社
代表取締役社長 佐藤 英志

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面（郵送）又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月16日（金曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2023年6月17日（土曜日）午後1時
2. 場 所 東京都豊島区西池袋一丁目11番1号 メトロポリタンプラザビル12階
ステーションコンファレンス池袋 Room 1
※ご来場の際は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
3. 目的事項
報告事項 1. 第77期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第77期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 補欠監査役1名選任の件
4. 議決権の行使に関する事項
4ページの「議決権の行使についてのご案内」をご参照ください。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

会社法改正により、電子提供措置事項について各ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面をお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の2の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。また、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、お送りする書面に記載したもののほか、各ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表を含んでおります。

本株主総会の招集においては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について以下の各ウェブサイトにも掲載しておりますので、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.taiyo-hd.co.jp/jp/>



（上記ウェブサイトへアクセスしていただき、メニューより「投資家情報」、「株式情報」、「株主総会」を順に選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。）

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に当社名「太陽ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「4626」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいますようお願い申し上げます。）

議決権の行使についてのご案内

8ページ以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。



定時株主総会にご出席いただける場合

本招集ご通知とあわせてお送りしました議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本定時株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

日時 2023年6月17日（土曜日）午後1時

場所 東京都豊島区西池袋一丁目11番1号
メトロポリタンプラザビル12階
ステーションコンファレンス池袋 Room 1



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りしました議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 2023年6月16日（金曜日）午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合 **詳細は次ページ**

パソコン又はスマートフォンから議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、本招集ご通知とあわせてお送りしました議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2023年6月16日（金曜日）午後5時まで受付

- 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合やパソコン又はスマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

機関投資家の皆様へ

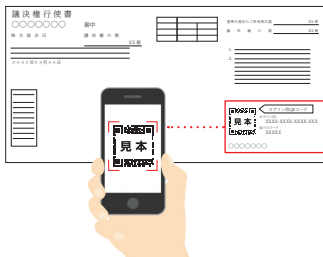
機関投資家の皆様は、電磁的方法による議決権行使の方法として、あらかじめお申し込みされた場合には、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載された「ログインID、仮パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙（右側）に記載されたQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

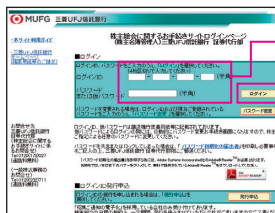


スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」にて議決権行使を行ってください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

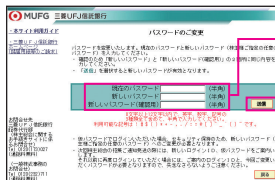
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」をご入力ください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードをご登録ください。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコン又はスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

インターネット配信のご案内

株主総会の状況は、インターネットにおける同時配信によりご視聴することが可能です。

ご視聴を希望される株主様は、以下のログイン方法のご案内（手順）にてご視聴いただきますようお願い申し上げます。

ログイン方法のご案内（手順）

配信日時

2023年6月17日（土曜日）午後1時00分より
（株主総会当日のログインは、午後0時30分より）

①配信サイトに
アクセス

<https://web.lumiagm.com/>



②言語選択を「日
本語」にする

 日本語

③ミーティング
IDをご入力

791-733-619

ミーティングIDご入力後「ログイン」ボタンを押してください。

④ID・パスワード
をご入力

- ◆ID : 株主番号8ケタ（ハイフンのはのぞく）
- ◆パスワード : ご登録の郵便番号7ケタ（3月末時点）

ID、パスワードをご入力後、「ログイン」ボタンを押してください。



開会時間となる2023年6月17日（土曜日）午後1時00分までお待ちください。

事前質問の受付

本総会の目的事項に関して、事前にご質問いただくことができます。なお、事前にご質問いただいた事項につきましては、本総会で可能なかぎりご回答させていただく予定です。

「ログイン方法のご案内（手順）」をご参照のうえ、以下に記載の事前質問受付期間中に配信サイトへログインください。配信サイトへのログイン後、「事前質問」タブより、事前のご質問を送信いただけます。

事前質問受付期間

2023年5月26日（金曜日）午前0時から2023年6月16日（金曜日）午後5時まで

ご注意事項

1. インターネット配信に必要な環境

インターネット配信をご視聴するためには、以下環境でのご利用を推奨いたします。なお、インターネット配信に必要な通信機器類及び通信料金等の一切の費用については、株主様のご負担となります。株主様がお利用のパソコン・スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、インターネット配信をご視聴できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

	PC		モバイル	
	Windows	Mac	Android	iOS
OS	Windows10以上	macOS 最新版	Android 5 以上	iOS11以上
ブラウザ*	Microsoft Edge Google Chrome Mozilla Firefox	Safari	Chrome	Safari

※最新バージョンにてご視聴ください

2. その他の注意事項

- ご視聴の場合は、当日株主総会会場におけるご出席扱いになりませんのでご注意ください。議決権行使は、書面（郵送）又はインターネットによる方法で行っていただいた内容でお取り扱いさせていただきます。
- Microsoft Edgeのサイドバーが表示され、インターネット配信画面が上手く表示されない場合はサイドバーを非表示にしてご視聴ください。
- 通信環境等を原因として、株主様がインターネット配信をご視聴できない場合がございますが、当社として、このような通信トラブルにより株主様が被った不利益等に関しては一切の責任を負いかねます。
- インターネット配信の撮影、録画、録音、保存、SNSなどでの投稿等のご遠慮ください。
- インターネット配信に対応している言語は、日本語のみとなります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、現金による株主の皆様への利益還元を最重要政策の一つと位置付けており、継続的かつ安定的に高水準の利益還元を実施する基本方針に基づき、株主資本配当率（DOE）を長期経営構想の目標指標とし、「連結決算を基準に株主資本配当率（DOE）5%以上を維持すること」を目標としております。

また、当社は、2023年9月をもちまして設立70周年を迎えます。つきましては、普通配当37円00銭に記念配当15円00銭を加え、当期の期末配当は1株につき52円00銭とさせていただきます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき、普通配当37円00銭に記念配当15円00銭を加え52円00銭
配当総額 2,905,861,452円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月19日

なお、当期の年間配当金額は、先に実施しました中間配当37円00銭を含め、1株につき89円00銭となります。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役堺昭人氏は任期満了による退任となりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役は1名減員となりますが、内部監査部門との連携及び独立社外監査役を過半とする監査役3名体制により監査役監査の実効性は引き続き確保できるものと判断しております。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、補欠監査役候補者は、法令に定める監査役の員数を欠く場合における監査役への就任について承諾しております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。



候補者	とう どう まさ ひこ 東道 雅彦 (1968年7月17日生)
-----	-------------------------------------------

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1997年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）、
牛島法律事務所（現 牛島総合法律事務所）入所
2005年1月 牛島総合法律事務所パートナー弁護士（現任）

補欠の社外監査役候補者とした理由

東道雅彦氏は、過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての高度な専門知識と経験を当社の監査体制に反映していただくことを期待しており、当社の社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断し、補欠の社外監査役候補者いたしました。

所有する当社の株式数
普通株式

一株

- (注) 1. 東道雅彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 東道雅彦氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、東道雅彦氏が監査役に就任された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、東道雅彦氏が監査役に就任された場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。
・監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の損害を当該保険契約によって補填することとしております。東道雅彦氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
なお、役員等賠償責任保険契約の内容の概要につきましては、事業報告26ページ記載の「2. 会社の現況 (3) 会社役員状況 ① 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在) 注9. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」をご参照ください。
6. 東道雅彦氏と当社との間には、会社法第430条の2第1項第1号に規定の費用及び同項第2号に規定の損失に関する補償契約を締結する予定はございません。

(添付書類)

事業報告

(2022年 4 月 1 日から
2023年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 当期の経営成績の概況

当連結会計年度の売上高は97,338百万円（前年同期比0.6%減）、営業利益は15,972百万円（前年同期比11.1%減）、経常利益は15,462百万円（前年同期比14.4%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は11,405百万円（前年同期比3.4%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりです。

当社グループは、事業子会社を基礎としたセグメントから構成されており、「エレクトロニクス事業」、「医療・医薬品事業」の2つを報告セグメントとしています。なお、第1四半期連結会計期間より、「電子機器用部材事業」の名称を「エレクトロニクス事業」に変更しました。この変更はセグメント名称の変更のみであり、セグメントを構成する子会社に変更はありません。

エレクトロニクス事業

当事業については、海外での売上高比率が9割を超えていることから、為替が円安に推移することで増収、増益に寄与します。当期累計期間における期中平均為替レートは1米ドル135.0円であり、前年同期の期中平均為替レートである1米ドル112.9円と比較し22.1円の円安に推移しました。

リジッド基板用部材については、低調に推移し、特にディスプレイ関連部材、民生用関連部材において販売数量が前年同期を下回りました。当部材は中国での売上高比率が高く、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うロックダウンや顧客の従業員出勤率低下による稼働率の急減、PC・タブレットや民生機器等の最終需要の減少により販売数量が減少しました。

半導体パッケージ基板用部材についても、液状製品及びドライフィルム製品において販売数量が前年同期を下回りました。特に、ドライフィルム製品においては、第2四半期連結累計期間まで世界的なリモートワークの定着や第5世代移動通信システム（5G）の普及に伴うデータ量の飛躍的な増大を背景に販売数量が過去最高水準となりましたが、スマートフォンやPC・タブレット等の最終需要の減少を背景に顧客の在庫水準が増加し、第3四半期連結会計期間からメモリ向け製品の需要が急速に減少したことにより販売数量が減少しました。

その結果、売上高は68,419百万円（前年同期比3.8%減）、セグメント利益は15,845百万円（前年同期比6.4%減）となりました。

医療・医薬品事業

太陽ファルマ株式会社が行う医療用医薬品の製造販売事業については、売上高が前年同期を下回りました。前年同期と比較し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う一部製品の需要の増加があったものの、薬価改定の影響や他社同効薬等の限定出荷解除に伴う需要の減少により低調に推移しました。

太陽ファルマテック株式会社が行う医療用医薬品の製造受託事業については、売上高が前年同期を上回りました。製造委託元からの要請による受託数量の増加やプロダクトミックスの変化の影響により、販売数量が増加し好調に推移しました。

その結果、売上高は25,447百万円（前年同期比8.4%増）、セグメント利益は1,906百万円（前年同期比20.6%減）となりました。

② 設備投資の状況

当社グループにおける当連結会計年度の有形固定資産並びにソフトウェアへの設備投資額は、140億68百万円でした。その主なものとして、太陽ファルマテック株式会社において80億59百万円、太陽ホールディングス株式会社において21億44百万円、太陽インキ製造株式会社において17億99百万円実施しました。

なお、当連結会計年度において重要な固定資産の除却、売却等はございません。

③ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関と限度額210億円の当座借越契約を締結しています。また、当事業年度におきましては、金融機関より借入金を中心に資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はございません。

⑤ 他の会社の事業譲受の状況

該当事項はございません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はございません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第74期 2020年3月期	第75期 2021年3月期	第76期 2022年3月期	第77期 (当連結会計年度) 2023年3月期
売上高 (百万円)	70,627	80,991	97,966	97,338
営業利益 (百万円)	9,136	13,943	17,958	15,972
経常利益 (百万円)	8,898	13,819	18,062	15,462
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,749	9,529	11,803	11,405
1株当たり当期純利益 (円)	66.01	167.49	209.13	203.71
総資産 (百万円)	142,192	179,001	189,273	187,263
純資産 (百万円)	69,523	76,497	85,466	92,739
1株当たり純資産額 (円)	1,217.11	1,348.42	1,522.11	1,663.25

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を前連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2. 2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第74期(2020年3月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第74期 2020年3月期	第75期 2021年3月期	第76期 2022年3月期	第77期 (当事業年度) 2023年3月期
営業収益 (百万円)	12,899	7,830	11,747	14,016
営業利益 (百万円)	8,283	2,523	5,252	6,788
経常利益 (百万円)	8,261	2,510	5,002	6,551
当期純利益 (百万円)	4,935	4,116	5,468	6,362
1株当たり当期純利益 (円)	86.87	72.34	96.89	113.64
総資産 (百万円)	110,546	134,874	128,674	116,604
純資産 (百万円)	53,545	52,853	52,715	53,967
1株当たり純資産額 (円)	941.48	936.04	938.85	967.91

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を前事業年度の期首から適用しており、前事業年度以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2. 2021年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。第74期(2020年3月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
太陽インキ製造株式会社	450百万円	100.0%	PCB用SR [*] 等の製造販売
太陽油墨(蘇州)有限公司	30百万米ドル	100.0%	PCB用SR等の製造販売
永盛泰新材料(江西)有限公司	7百万米ドル	(100.0%)	PCB用SR等の製造販売
台湾太陽油墨股份有限公司	310百万台湾ドル	100.0%	PCB用SR等の製造販売
永勝泰科技股份有限公司	313百万台湾ドル	100.0%	PCB用SR等の製造販売
韓国タイヨウインキ株式会社	2,698百万韓国ウォン	100.0%	PCB用SR等の製造販売
TAIYO AMERICA, INC.	2百万米ドル	100.0%	PCB用SR等の製造販売
TAIYO INK VIETNAM CO., LTD.	2,309百万ベトナムドン	100.0%	PCB用SR等の製造販売
TAIYO INK INTERNATIONAL (HK) LIMITED	10百万香港ドル	100.0%	PCB用SR等の販売
太陽油墨貿易(深圳)有限公司	800千米ドル	100.0%	PCB用SR等の販売
永勝泰油墨(深圳)有限公司	7百万米ドル	(100.0%)	PCB用SR等の販売
太陽インキプロダクツ株式会社	100百万韓国ウォン	(100.0%)	PCB用SR等の販売
TAIYO INK INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE LTD	2百万シンガポールドル	100.0%	PCB用SR等の販売
TAIYO TRADING (THAILAND) CO., LTD.	11百万タイバーツ	100.0%	PCB用SR等の販売
太陽ファルマ株式会社	450百万円	100.0%	医療用医薬品の製造販売
太陽ファルマテック株式会社	300百万円	100.0%	医療用医薬品の製造受託
太陽ファインケミカル株式会社	49百万円	100.0%	染料、顔料、薬品及びインク [*] の製造販売
太陽グリーンエナジー株式会社	10百万円	100.0%	自然エネルギーによる発電事業等
株式会社嵐山食堂	15百万円	100.0%	飲食施設の運営等
株式会社ファンリード	80百万円	100.0%	システムエンジニアリングサービス

※PCB用SR…プリント基板用ソルダーレジスト

- (注) 1. 永盛泰新材料（江西）有限公司に対する当社の議決権比率は、永勝泰科技股份有限公司を通じての間接所有分です。
2. 永勝泰油墨（深圳）有限公司に対する当社の議決権比率は、永勝泰科技股份有限公司を通じての間接所有分です。
3. 太陽インキプロダクツ株式会社に対する当社の議決権比率は、太陽インキ製造株式会社を通じての間接所有分です。
4. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	太陽ファルマテック株式会社
特定完全子会社の住所	大阪府高槻市明田町4番地38号
当社及び当社の完全子会社等における特定完全子会社の株式の帳簿価額	28,887百万円
当社の総資産額	116,604百万円

③ その他の重要な企業結合の状況

DIC株式会社は、当社の議決権を20.12%所有しており、当社はDIC株式会社の持分法適用の関連会社です。

(4) 対処すべき課題

経営環境

当期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）における世界経済は、変異株による新型コロナウイルス感染症の流行の長期化やロシア連邦・ウクライナ情勢等地政学リスクの高まりによる資源・食料価格の高騰、欧米諸国での政策金利の引き上げや為替変動リスクなど不透明感が高まる状況が継続したことにより、依然として厳しい事業環境が続いております。

① エレクトロニクス業界

エレクトロニクス業界は、半導体産業の影響を強く受けます。半導体産業においては、IoT・AI・仮想空間等の社会への浸透に伴い、データ収集・集積・分析へのニーズが高まっており、それに応えるべく電子機器・部材の技術革新や積極的な研究開発・設備投資が期待されています。特に、第5世代移動通信システム（5G）の普及やオンライン化・リモート化の定着が、半導体をはじめとする関連需要の拡大につながっています。また、自動車産業においてはEV・ハイブリッド車の普及に伴う電動化や、自動運転の普及に伴う電装化による車載関連部材の拡大につながっています。

② 医療・医薬品業界

医療・医薬品業界は、医療保険財政への影響から薬価制度の見直しが継続的に進められる中、製薬産業の構造変化や医療ニーズの多様化が進んでいます。製薬産業の構造変化においては、先発医薬品の価格抑制や後発医薬品の使用促進などの医療費抑制政策が図られ、さらなる医療制度改革の議論が続けられています。一方で、後発医薬品業界では健康被害や製品回収など品質問題が頻発しており、品質管理体制の見直しや安定供給といった信頼性が求められています。医療ニーズの多様化においては、技術革新や産官学連携による革新的医薬品の創出が期待されています。

経営戦略

このような状況の中、当社は、当社グループが持つ「化学」というキーワードを軸に、当社の経営理念である「楽しい社会」の実現に向けて、企業活動を行ってまいります。

また、短期的な変化に翻弄されることなく、長期的視点に立った経営がより重要になると考え、2021年6月に長期経営構想「Beyond Imagination 2030」を策定いたしました。

長期経営構想「Beyond Imagination 2030」基本方針

- ① 多様化する組織や社会に対応する自律型人材の育成・活用
- ② エレクトロニクス事業の継続した成長と新規事業領域の創造
- ③ 医療・医薬品事業の更なる成長
- ④ デジタルトランスフォーメーションによる進化と変革
- ⑤ 新たな事業の創出
- ⑥ 戦略的なM&A
- ⑦ SDGs（持続可能な開発目標）への取り組み強化

2030年は、テクノロジーの進化、環境への想い、世界中の様々な取り組みの中で、私たちの想像を超えた未来が広がっていると想定されます。当社はそのような未来のために、夢ある様々なモノを生み出す会社でありたいと考えています。当社の自律型人材が、変化の多い環境下においても、中核事業であるエレクトロニクス事業、医療・医薬品事業をさらに発展させると同時に、エネルギー事業とデジタルトランスフォーメーションをグループ全体の取り組みとして展開してまいります。

当社は、単なる規模の拡大を目指すのではなく、社会的責任を果たすと同時に、株主価値の最大化を目指しています。長期にわたり、利益を拡大しながら資本効率を高めていくこと、また、株主の皆様に必要な利益を還元することに取り組んでまいります。これらの活動を推進するため、ROE（自己資本利益率）18%及びDOE（株主資本配当率）5%以上維持を長期経営構想「Beyond Imagination 2030」における当社の目標として設定いたしました。

具体的な取り組み内容としては基本方針ごとにグループ全体で各種施策に取り組んでおり、特に次の施策を重点的に取り組んでいます。

<グループ共通>

1. 多様化する組織や社会に対応する自律型人材の育成・活用

(長期経営構想「Beyond Imagination 2030」基本方針①)

多様化する組織や社会に対応し、企業として成長していくには、それを支えていく人材の育成が重要な課題と考えています。自ら目標を立て、目標の実現に向け高い志を持つ自律型人材の育成に努めています。教育・人事ローテーションといった、従業員が成長し挑戦できる機会を創出していきます。

2. デジタルトランスフォーメーションによる進化と変革

(長期経営構想「Beyond Imagination 2030」基本方針④)

急速な事業環境の変化をとらえつつ、グローバルな競争力を強化していくには、当社グループの業務・仕組み・ビジネスモデルを不断に高度化・革新していくことが重要な課題と考えています。デジタルトランスフォーメーションの推進により、受発注・生産管理・研究開発・新事業開発など、あらゆる業務・仕組みを変革し、新しい価値を顧客に提供していきます。

3. 新たな事業の創出

(長期経営構想「Beyond Imagination 2030」基本方針⑤)

当社は、中長期的な企業価値の向上のために、既存の事業の強化に加え、新たな事業を継続的に創出するための取り組みを重視しています。エレクトロニクス、医療・医薬品、エネルギー、食糧に続く、当社グループの収益の柱となる新たな事業展開に今後も注力していきます。

4. 戦略的なM&A

(長期経営構想「Beyond Imagination 2030」基本方針⑥)

既存事業の強化、新規事業の立ち上げ加速のために、当社の保有する経営資源の活用だけでなく、戦略的に他社との業務提携や資本提携、M&Aを今後も積極的に行っていきます。

5. SDGs（持続可能な開発目標）への取り組み強化

(長期経営構想「Beyond Imagination 2030」基本方針⑦)

当社グループは、SDGsの重要性が世界的に広く注目される以前より、持続的な企業価値の向上に不可欠なものとして、SDGsと親和性のある取り組みを進めてきました。

エレクトロニクス事業の主力製品であるSRは、テクノロジーの進化を実現し、産業と技術革新の基盤を形成するうえで重要な役割を果たします。医療・医薬品事業においては、社会ニーズに応える「あるべき薬」の製造・安定供給・販売に加え、再生医療や遺伝子治療など新しい領域での製造基盤も構築しています。それ以外にも、事業を通じて実現する取り組みとして、気候変動を見据えた「再生可能エネルギー」の普及促進をはじめ、将来的な食料不足への対応として食糧事業、ICT事業などを行っています。

また、企業として貢献する取り組みとして、地域のイベントやボランティア活動への参加、社員食堂での地元食材の使用など、地域社会に根差した活動や、LGBTトイレの導入や女性取締役比率の向上など、ジェンダー平等に向けた取り組みを行っています。

さらに、コーポレートガバナンスに対する取り組みとして、内部統制システムの強化や、高い水準の独立社外取締役比率など、経営の透明性と健全性を高め、経営環境の変化に迅速に対応できる業務執行とその監督の体制を整えています。

当社グループのステークホルダーから信頼され、共感される企業であり続けるために、これからも事業を通じて社会的責任を果たしてまいります。

<エレクトロニクス事業>

エレクトロニクス事業の継続した成長と新規事業領域の創造
(長期経営構想「Beyond Imagination 2030」基本方針②)

当社グループのエレクトロニクス事業は、主力製品であるSRの市場において世界トップクラスのシェアを有し、また、海外での売上比率が9割を超えています。このような状況において、当社グループのエレクトロニクス事業は、SRの顧客基盤強化（既存顧客×既存技術）、継続的な新製品の上市の迅速化（既存顧客×新規技術）、用途開発の推進（新規顧客×既存技術）の3つの施策を主として、SRについては市場のシェアを拡大し、その他の電子機器用部材についてはSRに続く利益の柱となるような事業を迅速に立ち上げていくことで、企業グループとして永続的に成長していくことができるものと考えています。

当社グループは、当期において将来に向けた半導体などの電子部品・デバイス向け部材の需要拡大に対応するため、太陽ホールディングス嵐山事業所敷地内に当事業における研究開発を目的とした新開発棟を建設しています。また、圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区の土地を取得し、主力製品であるドライフィルムタイプのSRの技術開発を目的とした生産技術センターの建設を予定しており、製品開発を迅速に進める体制を構築しています。

また、エレクトロニクス事業においては特に次の施策について重点的に取り組んでいます。

① 研究開発体制の整備

当社グループが継続的に事業を生み出すためには、研究開発体制を整備することが重要な課題であると認識しています。時間軸を基準に研究と開発の役割分担を整理し、製品化にとらわれない中長期的な研究に特化した研究チームを編成することで、基礎研究力の向上を図るとともに、実用化に向けた新技術の開発や既存技術の応用を行う開発部門を設置し、基礎研究の成果を新製品の開発に結び付ける力を高めていきます。

また、新開発棟や生産技術センター等、研究開発のための積極的な設備投資を行い、国内外の優秀な研究者・技術者の採用と育成にも注力していきます。さらに、外部連携を強めさらなる事業開発を推進していきます。

② 新製品の迅速な事業化

当社グループでは、新製品の開発は事業化により利益を獲得すること、すなわち、事業開発と同義であると考えています。つきましては、製品化の目処が立ったところで、営業部門・製造部門・開発部門から選抜した専属プロジェクトを立ち上げ、一定の責任と権限を付与して新製品の事業化に専念できる環境を構築することにより、製品化から事業化までの障壁を乗り越える力を高めていきます。最近では、ディスプレイ関連事業に関して、開発した新製品での事業拡大を目的に、ディスプレイ事業部として継続して開発に注力しております。

③ 為替リスク対策

当社グループ製品の販売価格は外貨建となっていることが多く、為替レートの変動が業績の変動につながりやすいため、為替リスク対策が重要な課題であると認識しています。そこで、「地産地販」（「現地（各市場）で販売する製品は現地で生産する」という方針）を推し進めるとともに、原材料の現地調達比率を高めることにより、収入と支出の取引通貨の一致を図っています。

また、これらの施策は同時に顧客ニーズにあった製品の迅速な開発やオーダーリードタイムの短縮といった顧客対応力の強化や、原材料価格の低減、さらには原材料調達先の複数化による事業継続リスクの低減にも資するものとなります。

<医療・医薬品事業>

医療・医薬品事業の更なる成長

（長期経営構想「Beyond Imagination 2030」基本方針③）

医療・医薬品業界は、後発医薬品の製造管理や品質管理の不備等による問題が発覚し行政処分等が行われ、一部の製品供給が滞るなど、業界の信頼を揺るがす事件が起きています。

こうした後発医薬品での事件をきっかけに、今後、医薬品の品質への要求がますます厳格化されると予想されています。一方で、医薬品の品質を追求することはコストアップにつながるものの、政府による薬価抑制政策が続いている影響で、当社グループのような医薬品製造受託機関（CMO）、医薬品製造開発受託機関（CDMO）に対する製造委託元からのコスト削減要求が強まっています。そのため、これからのCMOやCDMOは、より高品質な医薬品を、製造コストを抑えながら生産し、市場に安定供給していかなければならない環境にあります。国内において急速に進展する少子高齢化等により医療保険財政が悪化する中、先発医薬品の価格抑制や後発医薬品の使用促進などの医療費抑制政策が図られ、さらなる医療制度改革の議論が続けられるなど、予見可能性が低下している環境にあります。

このような状況において、当社グループは環境要因に影響されにくい事業形態を模索するとともに、将来を通じて既存製品を安定的に供給するために必要な体制の構築、また、医療機関・患者様のニーズに合致した新しい医薬品の提供を目指します。

① 医療用医薬品製造受託事業の継続

第一三共プロファーマ株式会社の高槻工場を会社分割により承継した太陽ファルマテック株式会社を中心に、医薬品製造受託事業を行っております。従来どおり既存のお客様に対する安定供給だけでなく、国内外の受託先との共同開発や提携及び新規の受託案件の獲得も進めております。これにより医療・医薬品事業の幅を広げ、より強固な体制を構築してまいります。

② 医療用医薬品製造販売事業の安定的な継続

太陽ファルマ株式会社は、中外製薬株式会社及び日本ベーリンガーインゲルハイム株式会社、アストラゼネカ株式会社より資産譲受を完了した長期収載品18製品をラインナップしており、医療用医薬品を確実かつ安定的に医療現場へ提供し続けています。今後も積極的に長期収載品の取得を進めるとともに、新しい医薬品の提供を実現できるよう取り組んでまいります。

③ 医薬品の副作用等リスクへの対策

医薬品の製造販売には、製品回収や販売中止、健康被害に関する賠償責任等に関するリスクが伴います。薬機法^{*}及び関連する規制の遵守を徹底するとともに、必要な賠償責任保険に加入することにより、このような事態が発生した場合の財政的負担を最小限に留めるべく対応していきます。

^{*}薬機法…医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、プリント基板用部材を始めとする電子機器用化学品部材の開発・製造販売及び仕入販売に関する事業、医療用医薬品の製造販売・製造受託に関する事業を行っています。

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

太陽ホールディングス株式会社	当 社	本 社	東京都 豊島区
		嵐山事業所	埼玉県 比企郡嵐山町
太陽インキ製造株式会社	連結子会社	本社・工場	埼玉県 比企郡嵐山町
		北九州事業所	福岡県 北九州市
太陽油墨(蘇州)有限公司	連結子会社	本社・工場	中華人民共和国
永盛泰新材料(江西)有限公司	連結子会社	本社・工場	中華人民共和国
台湾太陽油墨股份有限公司	連結子会社	本社・工場	台湾
永勝泰科技股份有限公司	連結子会社	本社・工場	台湾
韓国タイヨウインキ株式会社	連結子会社	本社・工場	大韓民国
TAIYO AMERICA, INC.	連結子会社	本社・工場	アメリカ合衆国
TAIYO INK VIETNAM CO., LTD.	連結子会社	本社・工場	ベトナム社会主義共和国
TAIYO INK INTERNATIONAL(HK)LIMITED	連結子会社	本 社	中華人民共和国
太陽油墨貿易(深圳)有限公司	連結子会社	本 社	中華人民共和国
永勝泰油墨(深圳)有限公司	連結子会社	本 社	中華人民共和国
太陽インキプロダクツ株式会社	連結子会社	本 社	大韓民国
TAIYO INK INTERNATIONAL (SINGAPORE)PTE LTD	連結子会社	本 社	シンガポール共和国
TAIYO TRADING(THAILAND)CO., LTD.	連結子会社	本 社	タイ王国
太陽ファルマ株式会社	連結子会社	本 社	東京都 千代田区
太陽ファルマテック株式会社	連結子会社	本社・工場	大阪府 高槻市
太陽ファインケミカル株式会社	連結子会社	本社・工場	福島県 二本松市
太陽グリーンエナジー株式会社	連結子会社	本 社	埼玉県 比企郡嵐山町
株式会社嵐山食堂	連結子会社	本 社	東京都 豊島区
株式会社ファンリード	連結子会社	本 社	東京都 豊島区

(7) 使用人の状況（2023年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	従業員数			臨時雇用員数		
	当連結会計年度	前連結会計年度	増減 (△は減)	当連結会計年度	前連結会計年度	増減 (△は減)
エレクトロニクス事業	1,268名	1,291名	△23名	77名	65名	12名
医療・医薬品事業	500名	410名	90名	116名	72名	44名
その他・全社共通	448名	436名	12名	69名	61名	8名
合計	2,216名	2,137名	79名	262名	198名	64名

(注) 1. 臨時雇用員数は、パートタイム、派遣社員の人数を記載しております。

2. 「その他・全社共通」には、エレクトロニクス事業及び医療・医薬品事業に含まれないその他の事業と当社管理部門を含んでおります。

② 当社の使用人の状況

従業員数			臨時雇用員数		
当事業年度	前事業年度	増減 (△は減)	当事業年度	前事業年度	増減 (△は減)
143名	154名	△11名	14名	11名	3名

従業員	平均年齢	平均勤続年数
		40.21歳

(注) 上記従業員数には当社から社外への出向社員を除き、社外から当社への出向社員を含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況（2023年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	21百万米ドル
株式会社三井住友銀行	188億円
株式会社みずほ銀行	137億円
株式会社三菱UFJ銀行	86億円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2023年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 普通株式 100,000,000株
- ② 発行済株式の総数 普通株式 58,185,501株
- ③ 株主数 8,849名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
D I C 株 式 会 社	11,234千株	20.10%
株 式 会 社 光 和	5,773千株	10.33%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,442千株	9.74%
MISAKI ENGAGEMENT MASTER FUND	3,184千株	5.70%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	3,116千株	5.58%
株式会社SMBC信託銀行（株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	2,232千株	3.99%
四 国 化 成 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	1,490千株	2.67%
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	1,248千株	2.23%
東 新 油 脂 株 式 会 社	1,077千株	1.93%
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	953千株	1.71%

(注) 持株比率は自己株式（2,303,550株）を控除して計算しています。なお、自己株式には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）が所有する当社株式（125,600株）を含んでおりません。また、自己株式につきましては、上記大株主からは除外しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株 式 の 種 類 及 び 数 (株)	人 数 (名)
取締役（業務執行取締役に限る）	普通株式 102,373	4

(注) 1. 当社の株式報酬制度（業績連動株式報酬及び譲渡制限付株式報酬）の内容については、「(3) 会社役員の内情 ③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等 イ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項」（27ページ）に記載しております。
 2. 上記のうち41,273株は譲渡制限付株式報酬制度による、61,100株は業績連動株式報酬制度による当社普通株式の交付数であります。
 3. 上記のうち譲渡制限付株式報酬制度の対象となる取締役は4名、業績連動株式報酬制度の対象となる取締役は3名であります。

- ⑥ その他の株式に関する重要な事項
該当事項はございません。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はございません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	佐 藤 英 志	グループ最高経営責任者 (CEO) リスクマネジメント担当 医療・医薬品カンパニーCEO 太陽インキ製造株式会社取締役 太陽油墨(蘇州)有限公司董事 永勝泰科技股份有限公司董事 太陽ファルマ株式会社代表取締役会長 太陽ファルマテック株式会社代表取締役社長
代表取締役副社長	齋 藤 齊	エレクトロニクスカンパニーCEO 太陽インキ製造株式会社取締役 太陽油墨(蘇州)有限公司董事長 太陽油墨貿易(深圳)有限公司董事長 台湾太陽油墨股份有限公司董事長 韓国タイヨウインキ株式会社理事 TAIYO AMERICA, INC. Director TAIYO INK INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE LTD Director 永勝泰科技股份有限公司董事長 永勝泰油墨(深圳)有限公司董事長 太陽インキプロダクツ株式会社理事 TAIYO TRADING (THAILAND) CO., LTD. Director TAIYO INK VIETNAM CO., LTD. Chairman 永盛泰新材料(江西)有限公司董事 TAIYO CIRCUIT AUTOMATION, INC. Director 泰必豊半導体材料(深圳)有限公司董事
取 締 役	竹 原 栄 治	コンプライアンス・オフィサー 取 締 役 会 議 長 研 究 本 部 担 当 太陽グリーンエナジー株式会社取締役
取 締 役	有 馬 聖 夫	医療・医薬品カンパニーCBDO (Chief Business Development Officer) 太陽ファルマ株式会社代表取締役社長 太陽ファインケミカル株式会社取締役 太陽ファルマテック株式会社取締役

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	田 中 智 之	D I C 株 式 会 社 執 行 役 員 経 営 企 画 部 長
取 締 役	樋 爪 昌 之	樋 爪 昌 之 公 認 会 計 士 ・ 行 政 書 士 事 務 所 所 長 税 理 士 法 人 ひ づ め 会 計 代 表 社 員
取 締 役	土 屋 恵 子	ア デ コ 株 式 会 社 取 締 役 日 本 軽 金 属 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社 社 外 取 締 役 一 般 社 団 法 人 テ ィ ー チ ャ ー ズ ・ イ ニ シ ア テ ィ ブ 理 事
取 締 役	青 山 朝 子	日 本 電 気 株 式 会 社 執 行 役 員 企 業 会 計 審 議 会 臨 時 委 員
取 締 役	鎌 田 由 美 子	株 式 会 社 O N E ・ G L O C A L 代 表 取 締 役 株 式 会 社 ル ミ ネ 非 常 勤 取 締 役 株 式 会 社 社 間 資 金 等 活 用 事 業 推 進 機 構 社 外 取 締 役 株 式 会 社 ビ ジ ネ ス ・ プ レ ー ク ス ル ー 社 外 取 締 役
常 勤 監 査 役	杉 浦 秀 徳	太 陽 フ ァ ル マ テ ッ ク 株 式 会 社 監 査 役
常 勤 監 査 役	堺 昭 人	
常 勤 監 査 役	照 沼 か お り	太 陽 イ ン キ 製 造 株 式 会 社 監 査 役 太 陽 油 墨 (蘇 州) 有 限 公 司 監 事 太 陽 イ ン キ プ ロ ダ ク ツ 株 式 会 社 監 事
監 査 役	佐 藤 郁 美	ダ イ ダ ン 株 式 会 社 社 外 取 締 役 の ぞ み 総 合 法 律 事 務 所 パ ー ト ナ ー 弁 護 士 日 本 弁 護 士 国 民 年 金 基 金 常 務 理 事

- (注) 1. 取締役樋爪昌之氏、取締役土屋恵子氏、取締役青山朝子氏及び取締役鎌田由美子氏の4名は、社外取締役です。なお、当社は同4名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
2. 常勤監査役杉浦秀徳氏、常勤監査役堺昭人氏及び監査役佐藤郁美氏は、社外監査役です。なお、当社は同3名を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
3. 常勤監査役杉浦秀徳氏は、証券・金融業界における業務経験を有するほか、金融の専門家として大学の教授、講師を経験しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 常勤監査役堺昭人氏は、これまで培ってきたビジネス経験から、財務・会計・法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 常勤監査役照沼かおり氏は、当社の経理部長を経験しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役佐藤郁美氏は、弁護士として企業法務、IT・知的財産権関連、海外法務等豊富な専門知識と経験から、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当事業年度中における取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりです。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
佐藤英志	—	医療・医薬品カンパニーCEO	2022年 5月 1日
齋藤 斉	—	代表取締役副社長	2022年 6月18日
	—	エレクトロニクスカンパニーCEO	2022年 5月 1日
	ディスプレイ事業プロジェクト担当	—	2022年10月 1日
青山朝子	日本電気株式会社グローバルファイナンス本部長	日本電気株式会社執行役員	2022年 4月 1日
鎌田由美子	株式会社みちのく銀行社外取締役	—	2022年 6月24日
	—	株式会社ビジネス・ブレイクスルー社外取締役	2022年 6月22日

8. 2023年4月1日以降における取締役及び監査役の「担当及び重要な兼職の状況」の異動は次のとおりです。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
佐藤英志	—	株式会社ファンリード取締役	2023年 4月 1日
杉浦秀徳	—	一般財団法人杏の杜財団監事	2023年 4月14日

9. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で当社及び「1. 企業集団の現況 (6) 主要な営業所及び工場」に記載の日本国内に本社の存する当社の子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していた者を含む）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び費用を当該保険契約により保険会社が補償するものであり、1年ごとに契約更新しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

10. 当社と各取締役及び各監査役との間には補償契約の締結はございませんが、注9. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等に記載のとおり、役員等賠償責任保険契約の補償範囲に会社法第430条の2第1項第1号に規定の費用及び同項第2号規定の損失が含まれており、当該保険料は全額当社が負担しております。

② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
玉木淑文	2022年6月18日	退任	取締役 DIC株式会社代表取締役副社長執行役員社長補佐
大木 勝	2022年6月18日	退任	監査役

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針について、報酬諮問委員会の答申を受け、2022年6月18日開催の取締役会において以下のとおり決定しております。

取締役報酬制度は、業務執行取締役（会社法第363条第1項各号に掲げる取締役をいいます。以下同じです。）に当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、業務執行取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものです。

取締役に対する確定金額報酬の額並びに業務執行取締役に対する業績連動金銭報酬、業績連動株式報酬及び譲渡制限付株式報酬の支給額又はその算定方法、支給時期、配分等については、株主総会でご承認いただいた範囲内で報酬諮問委員会にて審議された答申内容を尊重し、取締役会において、決定します。短期、中期、長期のインセンティブプランを設定することで、業務執行取締役に対して中長期的な企業価値向上への動機付けを与えると同時に、優秀なトップマネジメント人材の獲得とリテンションを図り、株式報酬制度によって業務執行取締役に株式を交付することで、株主としての意識の醸成を図ることができます。

当事業年度に係る役員報酬制度と取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

項目	確定金額報酬	業績連動 金銭報酬	業績連動 株式報酬	譲渡制限付 株式報酬
目的	—	短期インセンティブ	中期インセンティブ	長期インセンティブ
報酬の種類	金銭	金銭	株式	株式
対象となる 役員	業務執行取締役 ^(注1) 非業務執行取締役 監査役	業務執行取締役 ^(注1)	業務執行取締役 ^(注1)	業務執行取締役 ^(注1)
報酬の概要	固定の月額報酬を金銭で支給	各事業年度に係る税金等調整前当期純利益を指標として、実効税率及び非支配株主に帰属する当期純利益率を加味して算出した報酬総額を役員に応じて配分し、金銭で支給	各事業年度に係る税金等調整前当期純利益を指標として実効税率及び非支配株主に帰属する当期純利益率を加味して算出した報酬総額を役員に応じて配分し、当社の普通株式の払込資金として金銭で支給	支給対象期間の職務執行の対価として役員別に設定し、現物出資財産として、当社普通株式の割当に応じて払い込むことに同意等することを前提に金銭報酬債権で支給
株主総会の 決議の年月日	(取締役) 2010年6月29日 第64回定時株主総会 (監査役) 2022年6月18日 第76回定時株主総会	2022年6月18日 第76回定時株主総会	2022年6月18日 第76回定時株主総会	2021年6月19日 第75回定時株主総会

項目	確定金額報酬	業績連動金銭報酬	業績連動株式報酬	譲渡制限付株式報酬
株主総会の決議の内容	(取締役) 全ての取締役に對する確定金額報酬を総額3億円以内とすること (監査役) 月額700万円以内とすること	業務執行取締役に對する業績連動金銭報酬として次の算定式で算出される金額(上限額)以内の金銭とすること 業績連動金銭報酬(上限額) =税金等調整前当期純利益×(注2)×1.6%	業務執行取締役に對する業績連動株式報酬を次の算定式で算出される金額(上限額)以内の金銭(当社が新たに発行又は処分する普通株式取得の払込資金とすることを前提とする。)とすること及び業績連動株式報酬として当社が発行又は処分する普通株式の総数は、1事業年度当たり、200,000株(以下「業績連動株式発行上限数」といいます。)とすること ^(注4) 業績連動株式報酬(上限額) =税金等調整前当期純利益×(注2)×3.4%	譲渡制限付株式報酬(譲渡制限付株式の付与のための金銭債権)を年額3億円以内とすること及び譲渡制限付株式報酬として当社が発行又は処分する普通株式の総数は、1事業年度当たり80,000株(以下「譲渡制限付株式発行上限数」といいます。) ^(注5) 以内とすること
役員の員数 (株主総会 終結時)	(取締役)6名 (監査役)4名 (うち社外監査役3名)	4名	4名	3名
業績連動報酬等・非金銭報酬等以外の報酬等の額 又は算定方法の決定方針	(取締役) 各取締役に對する支給額については、役位別に月額報酬を設定 (監査役) 監査役との協議により決定	—	—	—

項目	確定金額報酬	業績連動 金銭報酬	業績連動 株式報酬	譲渡制限付 株式報酬
業績連動報酬等の業績指標の内容及び額若しくは数の算定方法の決定方針	—	(注3)	(注4)	—
非金銭報酬等の内容及び額若しくは数又は算定方法の決定方針	—	—	(注4)	(注5)
指標に「税金等調整前当期純利益」を選択した理由	—	<p>親会社株主に帰属する当期純利益は、取引先、従業員、金融機関、国、地方自治体等の利害関係者への分配後の利益であり、株主の皆様へに帰属する成果であります。その一部を業務執行取締役へに分配することから、株主との価値共有という観点から鑑みると、合理的な指標であると考えています。</p> <p>当社の指標である「税金等調整前当期純利益」に、「実効税率」及び「非支配株主に帰属する当期純利益率」のそれぞれ直近3事業年度平均を考慮することで、「親会社株主に帰属する当期純利益」に実質的に相当する金額を算出し、当該金額を指標としていることから、「親会社株主に帰属する当期純利益」を用いる意義に近いものと考えています。</p> <p>また、業績連動金銭報酬及び業績連動株式報酬ともに、利益水準が低い（赤字を含みます）場合には、業務執行取締役の報酬も低い水準となり、「税金等調整前当期純利益」が0（ゼロ）以下の場合には支給されません。</p>	—	

項目	確定金額報酬	業績連動金銭報酬	業績連動株式報酬	譲渡制限付株式報酬
各報酬等の種類別の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針	<p>固定的に支給され、価値が変動しない確定金額報酬は相対的に低い水準におさえ、業績や株価に連動した報酬の比率を高めること、特に長期的には業績に連動してその価値（株価）が変動することとなる株式による報酬が過半数を占めるように設計することを、支給割合の決定に関する方針としています。</p> <p>また、株式による報酬について、譲渡制限付株式報酬は長期的なインセンティブとして安定的に支給することとし役位別の固定額を基礎とした株式数を付与し、業績連動株式報酬は業績により0（ゼロ）となることもあります。業績の成長に伴い譲渡制限付株式報酬で付与される株式数と比して多く付与される設計とし、役位が上がるにつれ、株式による報酬の比率が高くなることを支給割合の決定に関する方針としています。</p>			
報酬等を与える時期又は条件の決定方針	毎月支給	各事業年度の定時株主総会后1カ月以内に支給	各事業年度の定時株主総会后1カ月以内に支給	支給対象期間となる前事業年度の定時株主総会后2カ月以内に支給
個人別報酬等の内容の決定方法	取締役会は、報酬諮問委員会より受けた報酬方針、具体的な算定方法に関する答申内容を尊重し、株主総会でご承認いただいた範囲内かつ当該答申内容の範囲内で、取締役の報酬額を決議しております。			

- (注) 1. 業務執行取締役とは、法人税法施行令第69条第9項第1号に該当する取締役をいいます。
2. (1-直近3事業年度平均実効税率-直近3事業年度平均非支配株主に帰属する当期純利益率)
- 直近3事業年度：業績連動金銭報酬又は業績連動株式報酬の支給対象となる事業年度の前3事業年度
 - 実効税率：有価証券報告書に開示する「税効果会計適用後の法人税等の負担率」
 - 非支配株主に帰属する当期純利益率：非支配株主に帰属する当期純利益（百万円未満切り捨て）÷税金等調整前当期純利益（百万円未満切り捨て）
 - (1-直近3事業年度平均実効税率-直近3事業年度平均非支配株主に帰属する当期純利益率) で計算するパーセンテージは小数点第3位を四捨五入します。
3. 業績連動金銭報酬
- 業績連動金銭報酬は、イ)算定式により算出される支給対象となる各事業年度（業績連動金銭報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前事業年度）の報酬総額を当該事業年度の役位に応じて配分し、金銭で支給します。
- イ) 算定式
- $$\text{業績連動金銭報酬総額（支給総額）} = \text{税金等調整前当期純利益} \times (\text{注2}) \times 0.8\%$$
- 取締役会で決定する確定額（法人税法第34条第1項第3号イ（1）に定める「確定した額」をいう。以下同じです。）を上限とします。
 - 税金等調整前当期純利益が0（ゼロ）以下の場合には、業績連動金銭報酬を支給しません。
 - 税金等調整前当期純利益の百万円未満は、切り捨てとします。
 - 業績連動金銭報酬総額（支給総額）は、1円未満は切り捨てとします。

ロ) 各人への配分

各業務執行取締役への支給額は、業績連動金銭報酬総額に役位に応じたポイントを乗じ、全業務執行取締役のポイントの合計数で除した金額とします。各役位のポイントは、毎期、役位別の人員数、職責を勘案し、報酬諮問委員会の答申を経て、取締役会にて決定いたします。業務執行取締役が、業績連動金銭報酬の支給対象期間（業績連動金銭報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前々事業年度に係る定時株主総会の日から前事業年度に係る定時株主総会の日の前日までの期間をいいます。）の途中で退任（業務執行取締役ではなくなった場合を含みます。以下同じです。）した場合、支給対象期間の開始日が属する月の翌月から起算して退任した日が属する月までの月数に応じポイントを調整したうえで支給します。

4. 業績連動株式報酬

業績連動株式報酬は、イ) 算定式により算出される支給対象となる事業年度（業績連動株式報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前事業年度）の報酬総額を当該事業年度の役位に応じて配分し、当社の普通株式の払込資金として金銭で支給します。当社は、業績連動株式報酬の支給を受けた各業務執行取締役に対して、業績連動株式発行上限数（200,000株。なお、2021年6月19日開催の第75回定時株主総会においては100,000株として決議をされましたが、その後、2021年10月1日をもって当社の普通株式1株を2株に分割したため、当該上限数は、200,000株に変更されております。）以内で新株発行又は自己株式の処分の方法により、当社の普通株式を割り当てることとし、各業務執行取締役は、支給を受けた業績連動株式報酬金額（但し、業績連動株式報酬相当額に対応する所得税、住民税その他の租税及び社会保険料に相当する金額、払い込みに要する手数料並びに単元株式数の株式に係る払込金額に満たない金額等を除きます。以下、同じです。）を払い込むこととします。

なお、業績連動株式報酬は、業務執行取締役が支給を受ける業績連動株式報酬金額を当社が新たに発行又は処分する普通株式の割当に応じて払い込むことに同意しており、当社との間において、一定の譲渡制限期間（払込期日から3年間）、割当を受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない旨等の一定の内容を含む業績連動株式割当契約を締結することを条件として支給するものとします。

但し、業績連動株式報酬においては、法令、司法機関の判断等により、当社が各業務執行取締役に対して普通株式の発行又は処分を行うことができない場合には、業績連動株式報酬として金銭を支給するのみとします。

業績連動株式報酬制度に基づき発行又は処分すべき普通株式の数が、業績連動株式発行上限数又は対象者持株上限数(*)を超える場合には、超過した数の株式相当額は業績連動株式報酬として金銭で支給します。また、業務執行取締役から業績連動株式報酬の支給を受ける権利を相続した者に対しては、業績連動株式報酬として金銭を支給するのみとします。

(*)については、後述の「(割当の条件)」(33ページ)をご参照ください。

イ) 算定式

業績連動株式報酬総額（支給総額）＝税金等調整前当期純利益×（注2）×3.4%

- ・取締役会で決定する確定額を上限とします。
- ・税金等調整前当期純利益が0（ゼロ）以下の場合には、業績連動株式報酬を支給しません。
- ・税金等調整前当期純利益の百万円未満は、切り捨てとします。
- ・業績連動株式報酬総額（支給総額）は、1円未満は切り捨てとします。

ロ) 各人への配分

各業務執行取締役への支給額は、業績連動株式報酬総額に役位に応じたポイントを乗じ、全業務執行取締役のポイントの合計数で除した金額とします。各役位のポイントは、毎期、役位別の人員数、職責を勘案し、報酬諮問委員会の答申を経て、取締役会にて決定いたします。業務執行取締役が、業績連動株式報酬の支給対象期間（業績連動株式報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前々事業年度に係る定時株主総会の日から前事業年度に係る定時株主総会の前日までの期間をいいます。）の途中で退任（業務執行取締役ではなくなった場合を含みます。以下同じです。）した場合、支給対象期間の開始日が属する月の翌月から起算して退任した日が属する月までの月数に応じポイントを調整したうえで支給します。

5. 譲渡制限付株式報酬

譲渡制限付株式報酬の総額は3億円以内となります。各業務執行取締役への譲渡制限付株式報酬としての金銭報酬債権の支給額については、譲渡制限付株式報酬の支給対象期間（譲渡制限付株式報酬が支給された日が属するある特定の事業年度の前事業年度に係る定時株主総会の日から当該特定の事業年度に係る定時株主総会の前日までの期間をいいます。）の職務執行の対価として普通株式を割り当てられた時点の役位別に設定します。

譲渡制限付株式報酬は、業務執行取締役が支給を受けた金銭報酬債権の全部を現物出資財産として、譲渡制限付株式発行上限数（80,000株。なお、2021年6月19日開催の第75回定時株主総会においては40,000株として決議をされましたが、その後、2021年10月1日をもって当社の普通株式1株を2株に分割したため、当該上限数は、80,000株に変更されております。）以内で当社が新たに発行又は処分する当社の普通株式の割当に応じて払い込むことに同意しており、当社との間において、①一定の譲渡制限期間（払込期日から10年間）、割当を受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない旨や②譲渡制限期間中に一定の事由が生じた場合には、当該株式を当社が無償で取得する旨等の一定の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結すること、また、業務執行取締役が当該割当に係る新株発行又は自己株式処分の払込期日の直前時において当社の業務執行取締役の地位にあること、当該割当に係る新株発行又は自己株式処分が撤回又は差止めその他の事由に基づいて中止されていないことを条件として支給するものとします。

6. 株式報酬制度は、譲渡制限付株式報酬に関する譲渡制限付株式報酬制度と業績連動株式報酬に関する業績連動株式報酬制度の2種類の制度からなり、以下のa)～d)を条件として、当社が新たに発行又は処分する普通株式を業務執行取締役に割り当てます。

(割当の条件)

- a) ある事業年度における株式報酬制度により当社が発行又は処分する普通株式の数の合計は、当該普通株式を引き受ける業務執行取締役（当該引受の時点において当社の業務執行取締役である者に限ります。）全員が所有する普通株式と合算して、2,840,000株（2021年6月19日開催の第75回定時株主総会においては1,420,000株として決議をされましたが、その後、2021年10月1日をもって当社の普通株式1株を2株に分割したため、当該上限数は、2,840,000株に変更されております。）に満たない数（以下「対象者持株上限数」といいます。）とします。
- b) 譲渡制限付株式発行上限数、業績連動株式発行上限数及び対象者持株上限数は、当社の普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合その他当該各上限数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、分割比率・併合比率等に応じて、当該上限数を、必要に応じて合理的な範囲で調整することができるものとします。
- c) 株式報酬制度それぞれに基づき割り当てられる数については、譲渡制限付株式報酬制度に基づき割り当てられる普通株式の数を優先して決定するものとします。

- d) 株式報酬制度に基づき割り当てられる当社の普通株式1株当たりの払込金額は、原則として、当該発行又は処分する普通株式に係る募集事項の決定に係る各取締役会決議日の前営業日における株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とし、当該普通株式を引き受ける業務執行取締役に特に有利な金額とならない範囲で取締役会において決定します。

7. 株式報酬ガイドライン

業績連動株式報酬及び譲渡制限付株式報酬により業務執行取締役に對し付与される当社普通株式に対する保有方針を定めたガイドラインを制定しています。一定程度の株式数を保有した場合の取締役報酬額の調整について方針を定めています。

なお、取締役報酬額については当該ガイドラインに準じて報酬諮問委員会で審議のうえ取締役会に答申し、取締役会において決定することとしています。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、報酬諮問委員会が「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」に基づき総合的に審議のうえ取締役会に答申し、取締役会はその答申内容を尊重して決定し運用されていることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				人数 (名)
		金銭報酬		非金銭報酬等		
		確定 金額報酬	業績連動 金銭報酬	業績連動 株式報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	728 (40)	158 (40)	87 (-)	371 (-)	110 (-)	10 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	65 (48)	65 (48)	- (-)	- (-)	- (-)	5 (3)
合 計 (うち社外役員)	794 (88)	224 (88)	87 (-)	371 (-)	110 (-)	15 (7)

(注) 1. 取締役には、業務執行取締役及び非業務執行取締役を含みます。

2. 当事業年度末日の取締役は9名（うち社外取締役は4名）、監査役は4名（うち社外監査役は3名）です。

3. 当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標及び実績等

	目 標*	実 績
税金等調整前当期純利益	18,400百万円	15,462百万円

※目標は、2022年6月20日発表の有価証券報告書（第76期）において記載しております。また、当事業年度の「(1-直近3事業年度平均実効税率-直近3事業年度平均非支配株主に帰属する当期純利益率)」の値は、70.21%を使用しています。

4. 非金銭報酬等の内容

当事業年度に支給された非金銭報酬等は、2022年6月30日開催の取締役会の決議に基づき、業績連動株式報酬及び譲渡制限付株式報酬として当社普通株式を支給（払込期日：2022年7月15日、払込金額：2,903円/株）しております。

	業績連動株式報酬	譲渡制限付株式報酬
対象者	業務執行取締役：3名	業務執行取締役：4名
株式数	61,100株	41,273株
譲渡制限期間	2022年7月15日～2025年7月14日	2022年7月15日～2032年7月14日

④ 社外役員に関する事項（2023年3月31日現在）

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役樋爪昌之氏は、樋爪昌之公認会計士・行政書士事務所の所長及び税理士法人ひづめ会計の代表社員です。樋爪昌之公認会計士・行政書士事務所及び税理士法人ひづめ会計と当社との間には特別の関係はございません。
- ・社外取締役土屋恵子氏は、アデコ株式会社の取締役、日本軽金属ホールディングス株式会社の社外取締役及び一般社団法人ティーチャーズ・イニシアティブの理事です。アデコ株式会社、日本軽金属ホールディングス株式会社及び一般社団法人ティーチャーズ・イニシアティブと当社との間には特別の関係はございません。
- ・社外取締役青山朝子氏は、日本電気株式会社の執行役員及び企業会計審議会の臨時委員です。日本電気株式会社及び企業会計審議会と当社との間には特別の関係はございません。
- ・社外取締役鎌田由美子氏は、株式会社ONE・GLOCALの代表取締役、株式会社ルミネの非常勤取締役、株式会社民間資金等活用事業推進機構の社外取締役及び株式会社ビジネス・ブレークスルーの社外取締役です。株式会社ONE・GLOCAL、株式会社ルミネ、株式会社民間資金等活用事業推進機構及び株式会社ビジネス・ブレークスルーと当社との間には特別の関係はございません。また、当事業年度中まで兼務していた株式会社みちのく銀行との間にも特別の関係はございません。
- ・社外監査役佐藤郁美氏は、ダイダン株式会社の社外取締役、のぞみ総合法律事務所のパートナー弁護士及び日本弁護士国民年金基金の常務理事です。ダイダン株式会社、のぞみ総合法律事務所及び日本弁護士国民年金基金と当社との間には特別の関係はございません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況
 ・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（10回開催）		監査役会（11回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 樋爪 昌之	10回	100%	—	—
取締役 土屋 恵子	9回	90%	—	—
取締役 青山 朝子	10回	100%	—	—
取締役 鎌田 由美子	10回	100%	—	—
監査役 杉浦 秀徳	10回	100%	10回	91%
監査役 堺 昭人	10回	100%	11回	100%
監査役 佐藤 郁美	8回	100%	8回	100%

(注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第28条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
 2. 監査役佐藤郁美氏は、2022年6月18日開催の第76回定時株主総会において監査役に選任され就任しており、監査役就任後の取締役会の開催回数は8回、監査役会の開催回数は8回です。

・取締役会又は監査役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役樋爪昌之氏は、主に公認会計士としての専門的知識と豊富な経験に基づき、特に投資案件や新型コロナウイルス感染症対策をはじめとするリスクマネジメントについて取締役会で積極的に発言をしており、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。また、報酬諮問委員会の委員として、開催されたすべての回に参加し、客観的、中立的立場で当社の役員報酬の決定過程における牽制並びに諮問機能を担っております。

取締役土屋恵子氏は、人事分野における豊富な経験に基づき、人事部門及び人的資本の強化に関する事項、特に多様性の確保・活用のためのグローバル視点での人事施策について取締役会で積極的に発言をしており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。また、指名諮問委員会の委員長として、開催されたすべての回に参加し、客観的、中立的立場で当社の役員候補者の選定過程における牽制並びに諮問機能を主導しております。

取締役青山朝子氏は、公認会計士としての知識と豊富な経験及びこれまでの企業経営並びに業務執行の経験に基づき、特に当社のM&Aや設備投資を含むような投資案件、グループ全体の中長期の財務指標や方針等において取締役会で積極的に発言をしており、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。また、報酬諮問委員会の委員長として、開催されたすべての回に参加し、客観的、中立的立場で当社の役員報酬の決定過程における牽制並びに諮問機能を主導しております。

取締役鎌田由美子氏は、新規事業開発及び顧客サービス分野における企業経営並びに業務執行の豊富な経験と知見に基づき、特に新規事業やサステナビリティについて取締役会で積極的に発言をしており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を果たしております。また、指名諮問委員会の委員として、開催されたすべての回に参加し、客観的、中立的立場で当社の役員候補者の選定過程における牽制並びに諮問機能を担っております。

監査役杉浦秀徳氏は、金融に関する豊富な経験と知見から、監査役堺昭人氏は、これまで培ってきたビジネス経験に基づき、監査役佐藤郁美氏は、弁護士としての専門的見地を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜質問し、意見を述べています。また、監査役杉浦秀徳氏、監査役堺昭人氏、監査役佐藤郁美氏のいずれも、参加した監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款において取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役又は監査役が、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときに限り、法令が定める最低責任限度額としています。これに基づき、社外取締役である樋爪昌之氏、土屋恵子氏、青山朝子氏及び鎌田由美子氏並びに社外監査役である杉浦秀徳氏及び堺昭人氏並びに佐藤郁美氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 PwCあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	95百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	128百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、当事業年度の会計監査人の監査計画における業務内訳、監査時間及び報酬額の見積りの妥当性について、前事業年度の監査実績の分析と評価を踏まえ精査した結果、会計監査人の報酬等につき同意しています。
3. 当社の重要な海外子会社のうち、太陽油墨（蘇州）有限公司、TAIYO INK INTERNATIONAL (HK) LIMITED、太陽油墨貿易（深圳）有限公司、永勝泰科技股份有限公司、永勝泰油墨（深圳）有限公司、永盛泰新材料（江西）有限公司については、PricewaterhouseCoopersのメンバーファームの監査を受けており、これらに対する報酬等の額は40百万円です。
4. 当社の重要な海外子会社のうち、韓国タイヨウインキ株式会社、太陽インキプロダクツ株式会社、台湾太陽油墨股份有限公司、TAIYO INK INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE LTD、TAIYO TRADING (THAILAND) CO., LTD.、TAIYO AMERICA, INC.、TAIYO INK VIETNAM CO., LTD.については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

③ 非監査業務の内容

該当事項はございません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

⑥ 補償契約の内容の概要等

該当事項はございません。

(5) 業務の適正を確保するための体制（2023年3月31日現在）

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は、以下のとおりです。

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 「CSR理念」と「行動規範」を制定し、取締役・使用人に周知徹底する。
 - ロ. 取締役会規程、職務分掌規程及び職務権限表並びに稟議規程において、取締役及び使用人の職務範囲と権限並びに決裁手続きを明確にし、相互の牽制が機能する体制を推進する。
 - ハ. 執行部門から独立した「内部監査部門」を設け、その監査結果を取締役会、監査役会に報告し、必要に応じ会計監査人にも報告を行う。
 - ニ. 社内担当者及び社外弁護士を受付窓口とする内部通報体制を運営する。
 - ホ. 取締役1名を「コンプライアンス・オフィサー」として選任する。取締役・監査役・使用人で構成する「倫理委員会」を設け、倫理・法令遵守上の重要問題を審議する。使用人から「倫理担当」を選任し活動を推進する。
 - ヘ. コンプライアンス・オフィサーは倫理・法令遵守の状況について定期的を取締役会に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は常時これらの文書を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 取締役1名を「リスクマネジメント担当取締役」として選任する。
 - ロ. 通常業務のリスクについては、リスク管理規程に基づき業務担当部門においてリスクの評価・対応を行う。また、必要に応じリスクマネジメント委員会を組成し、グループ全体の横断的なリスク管理を行い、リスクの低減及びその防止を図る。
 - ハ. 緊急事態の発生時においては、リスク管理規程並びにエスカレーションフローに基づき迅速な報告、情報共有及び対応策を検討・策定・実施する。また、必要に応じて緊急対策本部を設置し、当該本部指揮のもと、被害（損失）の最小化を図る。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役会を原則として月1回開催し（前月または翌月に統合して開催する場合あり）、また必要に応じて臨時取締役会を開催して重要事項につき機動的な意思決定を行う。
 - ロ. 組織規程、職務分掌規程、職務権限表において業務執行に係る責任と執行手続を規定する。
 - ハ. 単年度経営計画及び中長期の経営計画を策定し、各組織のミッション、中期的・短期的取組課題を設定する。

- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 主たる子会社各社の担当取締役を定めて経営上の指導を行う。
 - ロ. 当社の執行役員及び子会社の代表者により構成される執行役員会を原則として四半期毎に開催し、企業集団の横断的問題につき審議する。
 - ハ. 子会社の経営については自主性を尊重しつつ「子会社管理規程」及び「子会社共通職務権限表」に基づき当社の決裁、当社への報告を行うこととし、これにより子会社経営の管理を行うこととする。
 - ニ. 内部監査部門、経理財務部門、監査役、会計監査人は必要に応じて子会社を往査する。
 - ホ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、グループ企業全てに適用される「CSR理念」を定め、グループ各社において「CSR理念」に基づく行動規範を定める。
- ⑥ 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役が職務を補助する者を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査役スタッフを配置し、当該監査役スタッフは、監査役の指示に対し、監査役の指揮管理のもと専任して行う。
 - ロ. 監査役スタッフの人事評価については監査役の同意を必要とする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
- イ. 取締役は、法定の事項に加え法令・定款違反があること、又は当社及び子会社の業績に影響を与える重要な事項があることを発見したときは監査役に都度報告する。
 - ロ. 使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や法令・定款違反があることを発見したときは、監査役に直接報告ができるものとする。なお、報告者の氏名等の秘密は厳守し、報告者が報告をしたことを理由として、不利益な取り扱いをすることを禁止する。
- ⑧ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は取締役会に加え、執行役員会その他の重要な会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な書類の閲覧を行い、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることとする。
 - ロ. 監査役は会計監査人と監査計画、監査結果等について意見交換を行うなど相互に連携を取りながら監査を実施している。
 - ハ. 執行部門から独立した内部監査部門を設置し、内部監査部門は内部監査の結果を監査役に報告、討議するなど監査役と緊密な連携を保っている。

二、当社は監査役の職務の執行に生ずる費用について、毎年予算計上をし、また、緊急に発生する監査費用についても相当な費用を支出する。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、内部統制システムの構築及び運用を行い、その体制が適正に機能することを継続的に評価並びに必要な是正を行うことにより、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出を行う。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は社会的秩序や健全な企業活動を阻害するおそれのある反社会的勢力からの不法・不当な要求には一切応じることなく、当社がこのような団体又は個人から不当な要求を受けた場合は、警察等関連機関とも連携して組織的に毅然とした態度で対応する。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当連結会計年度における当社の内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

① コンプライアンス

当社は、「コンプライアンス・マニュアル」を始め倫理・法令遵守に関する社内規程を整備し、また、倫理委員会を定期的で開催しコンプライアンス活動を推進しました。

- ・従業員研修を行いコンプライアンス意識の高揚を図りました。
- ・コンプライアンス・オフィサーは、倫理・法令遵守状況について四半期毎に取締役会に報告しました。
- ・職務権限表、稟議規程などの決裁権限に係る社内規程の見直しを実施しました。
- ・新規取引先選定時のチェック手順に関する社内規程を制定し、反社会的勢力排除の体制を整備しました。
- ・公益通報者保護法改正に伴い国内グループ会社の内部通報体制を整備しました。

② 長期経営構想の取り組み

当社は、長期経営構想「Beyond Imagination 2030」を実現するために単年度経営計画を策定し取り組んでいます。

③ リスクマネジメント

「リスク管理規程」に基づきインシデント発生時の報告及び対応の実施並びに顕在化回避のための情報収集、対策を実施しました。

- ・定期的に防災訓練やマニュアルの見直しを実施しました。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のためリスクマネジメント委員会を組成し、各子会社の所属する国や地域の情報並びに各子会社の状況を収集・共有のうえ、グループでの対応方針を検討・策定・実施しました。

④ 監査役の監査体制

監査役は、監査役監査計画に基づき監査体制を整備し監査を実施しました。

- ・取締役会、執行役員会、倫理委員会等の重要な会議に出席し、意思決定、決議・報告等が法令・定款に基づいて適正になされているかを検証し適宜意見を述べました。
- ・取締役会資料、稟議書、契約書等の重要書類を閲覧し、意思決定過程や決裁手続き等の適切性を確認しました。
- ・グループ会社を往査し、業務活動の効率性、適法性について検証しました。
- ・会計監査人から監査実施状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ・監査役業務を補助する者として当社の使用人から監査役スタッフを配置しています。
- ・監査結果の相互共有等、内部監査部門との連携により監査の実効性と効率性の向上を図りました。

⑤ 内部監査部門による内部監査

内部監査計画に基づき内部監査を実施しました。

- ・当社各部門及びグループ会社の内部監査を実施し必要な是正を求めました。
- ・内部監査の結果を定期的に監査役に報告し、また、監査結果についての意見交換を行い監査役との連携を図りました。

⑥ 財務報告に係る内部統制

内部統制基本計画書に基づき内部統制評価を実施しました。

- ・当社及び評価対象グループ会社の内部統制評価を実施し、内部統制システムの有効性の確認及びリスク低減のための改善を行いました。

(7) 会社の支配に関する基本方針

特に定めていません。

(8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、現金による株主の皆様への利益還元を最重要政策の一つと位置付けており、継続的かつ安定的に高水準の利益還元を実施する基本方針に基づき、株主資本配当率（DOE）を長期経営構想の目標指標とし、「連結決算を基準に株主資本配当率（DOE）5%以上を維持すること」を目標としています。

（ご参考）サステナビリティに関する取り組み

当社グループは1953年9月の設立以来、株主、顧客、取引先、地域社会をはじめ多くのステークホルダーの方々の信頼を得て発展してまいりました。これらの取り組みは、「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成にもつながるものであり、長期経営構想においても「SDGs（持続可能な開発目標）への取り組み強化」を基本方針として掲げています。

「我がグループの『あらゆる技術』を高め、革新的な製品をもって、夢あるモノをグローバルに生み出し、楽しい社会を実現します。」という当社の経営理念を原点とし、産業と技術革新の基盤の創造を推進してまいります。エレクトロニクス事業、医療・医薬品事業、エネルギー事業をはじめ、全ての事業を通じ、持続可能な社会のために活動を継続していきます。



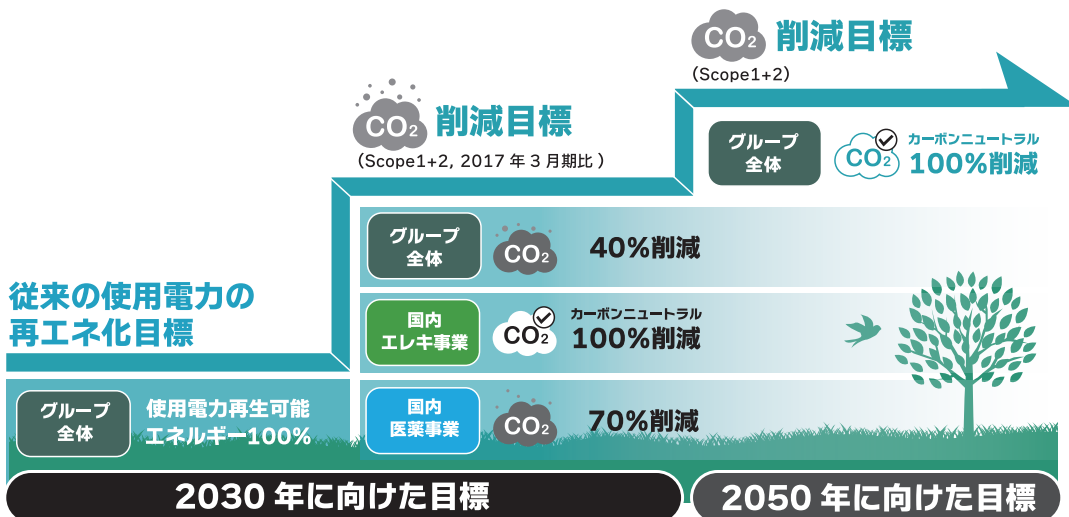
気候変動対策はグローバル社会が直面している重要な社会課題であり、当社にとっても重要な経営課題の一つであることから、2022年3月にTCFD[※]提言に賛同を表明するとともに、2022年11月にサステナビリティ推進委員会を設置し、TCFD提言に基づく情報開示を行いました。

気候変動が当社の事業や財務に与えるリスク・機会を分析し、カーボンニュートラルの達成に向けた取り組みの拡充が重要であると判断しました。そこで、従来よりもさらに一段高いCO₂排出量削減目標として、2031年3月期にグループ全体で2017年3月期比40%削減を策定しました。また、2031年3月期までに国内エレクトロニクス事業においては、カーボンニュートラル達成、国内医療・医薬品事業においては70%削減を目指し、2050年までにグループ全体でカーボンニュートラルの達成を実現します。

当期は、国内に2基の水上太陽光発電所を開所し、計15基の水上太陽光発電所にて年間約26GWhの再生可能エネルギーを発電しています。今後も、当社グループはもちろん、顧客や社会全体の再生可能エネルギー活用を支援してまいります。

なお、気候変動への当社の対応については、統合報告書及び当社Webサイトで内容を開示しています。

※G20の要請を受け金融安定理事会（FSB）が設立した、企業の気候変動に関する情報開示及び金融機関の対応を検討するタスクフォース。



連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当 連 結	前 連 結	科 目	当 連 結	前 連 結
	会 計 年 度 末	会 計 年 度 末		会 計 年 度 末	会 計 年 度 末
	金 額	金 額		金 額	金 額
流 動 資 産	90,050	98,766	流 動 負 債	35,115	49,403
現 金 及 び 預 金	47,121	51,557	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	6,513	9,255
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	22,734	27,558	短 期 借 入 金	5,424	13,232
商 品 及 び 製 品	7,038	8,096	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	12,902	16,537
仕 掛 品	1,398	1,573	未 払 金	5,374	5,105
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	6,539	6,714	未 払 法 人 税 等	1,031	2,541
そ の 他	5,290	3,397	賞 与 引 当 金	1,108	1,308
貸 倒 引 当 金	△72	△131	そ の 他 の 引 当 金	87	82
固 定 資 産	97,212	90,507	そ の 他	2,672	1,338
有 形 固 定 資 産	60,401	52,255	固 定 負 債	59,407	54,403
建 物 及 び 構 築 物	22,492	20,567	繰 延 税 金 負 債	3,974	3,502
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	10,538	10,450	長 期 借 入 金	53,174	48,383
工 具 、 器 具 及 び 備 品	1,908	1,906	退 職 給 付 に 係 る 負 債	108	116
土 地	14,991	13,969	そ の 他 の 引 当 金	55	87
建 設 仮 勘 定	9,378	4,031	資 産 除 去 債 務	1,006	1,025
そ の 他	1,091	1,329	そ の 他	1,088	1,287
無 形 固 定 資 産	29,170	32,058	負 債 合 計	94,523	103,806
の れ ん	4,974	5,972	純 資 産 の 部		
販 売 権	15,834	17,483	株 主 資 本	86,098	79,916
顧 客 関 連 資 産	5,476	5,952	資 本 金	9,761	9,612
そ の 他	2,885	2,650	資 本 剰 余 金	14,883	14,734
投 資 そ の 他 の 資 産	7,640	6,192	利 益 剰 余 金	67,561	60,321
投 資 有 価 証 券	3,923	3,183	自 己 株 式	△6,107	△4,752
関 係 会 社 株 式	1,152	830	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	6,637	5,549
繰 延 税 金 資 産	501	460	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	429	321
退 職 給 付 に 係 る 資 産	503	410	為 替 換 算 調 整 勘 定	6,223	5,187
そ の 他	1,753	1,482	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△14	40
貸 倒 引 当 金	△193	△174	非 支 配 株 主 持 分	3	1
資 産 合 計	187,263	189,273	純 資 産 合 計	92,739	85,466
			負 債 純 資 産 合 計	187,263	189,273

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	当連結会計年度	前連結会計年度 (ご参考)
	金 額	金 額
売上高	97,338	97,966
売上原価	54,547	55,099
売上総利益	42,791	42,866
販売費及び一般管理費	26,818	24,908
営業利益	15,972	17,958
営業外収益	552	890
受取利息	116	48
受取配当金	41	26
受取補助金	-	286
補償収入	90	136
業務委託料	84	188
投資事業組合運用益	52	14
受取保険金	57	-
その他	108	189
営業外費用	1,062	786
支払利息	473	261
支払手数料	20	11
固定資産除却損	78	109
為替差損	242	158
その他	247	246
経常利益	15,462	18,062
特別損失	-	1,102
減損損失	-	1,102
税金等調整前当期純利益	15,462	16,959
法人税、住民税及び事業税	3,634	4,564
法人税等調整額	422	396
当期純利益	11,405	11,998
非支配株主に帰属する当期純利益	△0	194
親会社株主に帰属する当期純利益	11,405	11,803

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月 1日から)
(2023年3月31日まで)

当連結会計年度

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	9,612	14,734	60,321	△4,752	79,916
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△4,165		△4,165
親会社株主に帰属する 当期純利益			11,405		11,405
連結範囲の変動			△0		△0
連結子会社株式の取得による 持分の増減					-
新株の発行	148	148			297
自己株式の取得				△1,500	△1,500
自己株式の処分				145	145
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	148	148	7,239	△1,354	6,182
当連結会計年度末残高	9,761	14,883	67,561	△6,107	86,098

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 分 株 主 持 分	純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 額	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	321	5,187	40	5,549	1	85,466
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△4,165
親会社株主に帰属する 当期純利益						11,405
連結範囲の変動						△0
連結子会社株式の取得による 持分の増減						-
新株の発行						297
自己株式の取得						△1,500
自己株式の処分						145
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	108	1,036	△55	1,088	1	1,090
当連結会計年度変動額合計	108	1,036	△55	1,088	1	7,272
当連結会計年度末残高	429	6,223	△14	6,637	3	92,739

前連結会計年度（ご参考）

（単位 百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	9,499	14,985	53,065	△3,365	74,184
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△4,547		△4,547
親会社株主に帰属する 当期純利益			11,803		11,803
連結範囲の変動					－
連結子会社株式の取得による 持分の増減		△363			△363
新株の発行	113	113			226
自己株式の取得				△1,500	△1,500
自己株式の処分				113	113
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	113	△250	7,256	△1,387	5,731
当連結会計年度末残高	9,612	14,734	60,321	△4,752	79,916

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 分 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	203	1,751	△0	1,954	357	76,497
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△4,547
親会社株主に帰属する 当期純利益						11,803
連結範囲の変動						－
連結子会社株式の取得による 持分の増減						△363
新株の発行						226
自己株式の取得						△1,500
自己株式の処分						113
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）	117	3,436	40	3,594	△356	3,237
当連結会計年度変動額合計	117	3,436	40	3,594	△356	8,969
当連結会計年度末残高	321	5,187	40	5,549	1	85,466

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当事業年度末	前事業年度末 (ご参考)	科 目	当事業年度末	前事業年度末 (ご参考)
	金 額	金 額		金 額	金 額
流 動 資 産	22,323	38,198	流 動 負 債	19,044	30,427
現金及び預金	12,382	21,059	短期借入金	7,665	12,706
売掛金	597	762	1年内返済予定の長期借入金	9,881	15,211
関係会社短期貸付金	5,079	11,229	未払金	1,118	1,398
未収還付法人税等	1,625	-	未払法人税等	25	677
その他	2,638	5,147	賞与引当金	224	240
固 定 資 産	94,281	90,476	その他	128	192
有形固定資産	9,692	8,290	固 定 負 債	43,592	45,531
建物	4,645	4,895	長期借入金	43,017	44,961
土地	2,735	2,735	資産除去債務	364	361
その他	2,311	660	繰延税金負債	74	38
無形固定資産	1,419	1,446	その他	136	169
ソフトウェア	1,361	418	負 債 合 計	62,637	75,958
その他	57	1,028	純 資 産 の 部		
投資その他の資産	83,169	80,738	株 主 資 本	53,535	52,396
投資有価証券	3,337	2,957	資本金	9,761	9,612
関係会社株式	42,620	44,303	資本剰余金	16,023	15,875
関係会社出資金	2,727	2,493	資本準備金	10,728	10,580
前払年金費用	296	291	その他資本剰余金	5,294	5,294
関係会社長期貸付金	35,446	30,893	利益剰余金	33,858	31,661
その他	525	536	利益準備金	620	620
貸倒引当金	△1,783	△737	その他利益剰余金	33,237	31,040
資 産 合 計	116,604	128,674	別途積立金	12,700	12,700
			繰越利益剰余金	20,537	18,340
			自 己 株 式	△6,107	△4,752
			評価・換算差額等	431	319
			その他有価証券		
			評価差額金	431	319
			純 資 産 合 計	53,967	52,715
			負 債 純 資 産 合 計	116,604	128,674

損益計算書

(2022年 4月 1日から
2023年 3月 31日まで)

(単位 百万円)

科 目	当 事 業 年 度		前 事 業 年 度 (参 考)	
	金	額	金	額
営 業 収 入	10,492		8,082	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	3,026		3,193	
シ ス テ ム 使 用 料 収 入	68		42	
不 動 産 賃 貸 収 入	429	14,016	429	11,747
営 業 業 務 収 入 計		14,016		11,747
営 業 費 用	7,227	7,227	6,494	6,494
営 業 外 収 入 益		6,788		5,252
受 取 配 当 金 息	322		137	
受 取 取 手 数 料	36		23	
受 取 投 資 事 業 組 合 利 益 他	68		52	
そ の 他	52		6	
営 業 外 費 用	36	516	47	266
支 払 利 息	422		204	
支 払 取 手 数 料	20		11	
為 替 差 損	37		25	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	110		199	
そ の 他	162	753	75	516
経 常 利 益		6,551		5,002
特 別 損 失				
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	997	997	-	-
税 引 前 当 期 純 利 益		5,553		5,002
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△794		△456	
法 人 税 等 調 整 額	△13	△808	△9	△465
当 期 純 利 益		6,362		5,468

株主資本等変動計算書

(2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで)

当事業年度

(単位 百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	9,612	10,580	5,294	15,875	620	12,700	18,340	31,661	△4,752	52,396
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△4,165	△4,165		△4,165
当 期 純 利 益							6,362	6,362		6,362
新 株 の 発 行	148	148		148						297
自 己 株 式 の 取 得									△1,500	△1,500
自 己 株 式 の 処 分									145	145
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当 期 変 動 額 合 計	148	148	-	148	-	-	2,196	2,196	△1,354	1,139
当 期 末 残 高	9,761	10,728	5,294	16,023	620	12,700	20,537	33,858	△6,107	53,535

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	319	319	52,715
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△4,165
当 期 純 利 益			6,362
新 株 の 発 行			297
自 己 株 式 の 取 得			△1,500
自 己 株 式 の 処 分			145
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	112	112	112
当 期 変 動 額 合 計	112	112	1,251
当 期 末 残 高	431	431	53,967

前事業年度（ご参考）

（単位 百万円）

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本計
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金 別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	9,499	10,467	5,294	15,762	620	12,700	17,419	30,740	△3,365	52,636
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当							△4,547	△4,547		△4,547
当 期 純 利 益							5,468	5,468		5,468
新 株 の 発 行	113	113		113						226
自 己 株 式 の 取 得									△1,500	△1,500
自 己 株 式 の 処 分									113	113
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当 期 変 動 額 合 計	113	113	-	113	-	-	921	921	△1,387	△239
当 期 末 残 高	9,612	10,580	5,294	15,875	620	12,700	18,340	31,661	△4,752	52,396

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	217	217	52,853
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△4,547
当 期 純 利 益			5,468
新 株 の 発 行			226
自 己 株 式 の 取 得			△1,500
自 己 株 式 の 処 分			113
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	101	101	101
当 期 変 動 額 合 計	101	101	△137
当 期 末 残 高	319	319	52,715

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

太陽ホールディングス株式会社 取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齊 藤 剛 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 尻 引 善 博 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、太陽ホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太陽ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月10日

太陽ホールディングス株式会社 取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	齊 藤	剛	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	尻 引	善 博	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太陽ホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、PwCあらた有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、
指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めま
す。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めま
す。

2023年5月12日

太陽ホールディングス株式会社	監査役会		
常勤監査役(社外監査役)	杉	浦	秀 徳 ㊟
常勤監査役(社外監査役)	堺		昭 人 ㊟
常勤監査役	照	沼	か お り ㊟
監査役(社外監査役)	佐	藤	郁 美 ㊟

以 上

トピックス

環境変化に適応した「公正な評価・給与」

当社グループは、長期経営構想において「多様化する組織や社会に対応する自律型人材の育成・活用」を第一の基本方針として掲げております。

自律型人材の育成・活用にあたっては、「仕事のやりがい」「公正な評価・給与」「職場環境」の3つを経営陣からのコミットメントとして公約しています。2023年4月には、昨今の環境変化に適応した形での「公正な評価・給与」を実現すべく、社員の人事諸制度を改定しました。

今後も様々な環境の変化を予測しながら3つのコミットメントをバランスよく見直していくとともに、社員一人ひとりが自律型人材としてさらに活躍することができるような環境・仕組みづくりへの取り組みを通じ、楽しい社会の実現を目指します。



【太陽ファルマテック】福利厚生施設「T-LINKS」の開設

当社グループの太陽ファルマテック株式会社は2022年11月に、本社敷地内に福利厚生施設「T-LINKS」を開設しました。

本施設は社員利用を主とした設備ではありますが、災害時には、高槻市内にとどまる帰宅困難者及び近隣住民の一時避難所となる“企業と地域をつなぐ、新しい福利厚生施設”です。



今後も当社グループでは、この福利厚生施設「T-LINKS」を活用し、社員がはたらきやすい環境を整備するとともに、地域・社会との調和を目指して行政機関等と連携し、事業活動及び地域貢献活動に取り組んでまいります。

「T-LINKS」の概要
所在地：〒569-0806 大阪府高槻市明田町4番地38号
建築面積：約2,670 m²
延床面積：約4,608 m²
階数：地上3階
開設：2022年11月

株主総会 会場ご案内

開催日時 | 2023年6月17日（土曜日）午後1時開会

開催場所 | 東京都豊島区西池袋一丁目11番1号
メトロポリタンプラザビル12階
ステーションコンファレンス池袋 Room 1

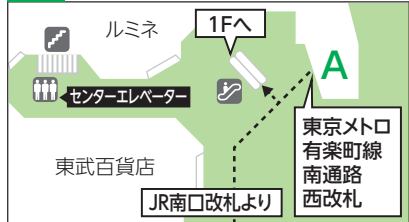
最寄駅のご案内 | **池袋駅** | ●JR、私鉄 ●山手線 ●埼京線 ●湘南新宿ライン ●西武池袋線 ●東武東上線
●東京メトロ ●丸ノ内線 ●有楽町線 ●副都心線



池袋駅の各路線から会場までのご案内

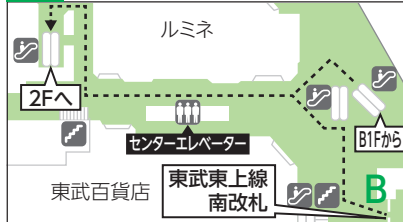
- JR山手線 ● JR埼京線 ● JR湘南新宿ライン
JR池袋駅構内より **C** メトロポリタン口改札をご利用ください。
その先は下記地図をご参照ください。
- 東京メトロ丸ノ内線
中央通路中央改札を出て、**A** 有楽町線南通路西改札に向かい、
その先は下記地図をご参照ください。
- 東京メトロ有楽町線
有楽町線池袋駅構内より **A** 南通路西改札をご利用ください。
その先は下記地図をご参照ください。
- 東京メトロ副都心線
西通路東改札を出て、**A** 有楽町線南通路西改札に向かい、
その先は下記地図をご参照ください。
- 西武池袋線
B1F改札より池袋駅コンコースを通り、**A** 有楽町線南通路西改札に向かい、
その先は下記地図をご参照ください。
- 東武東上線
東武東上線池袋駅構内より **B** 南改札をご利用ください。
その先は下記地図をご参照ください。

B1F A 東京メトロ 有楽町線 南通路西改札



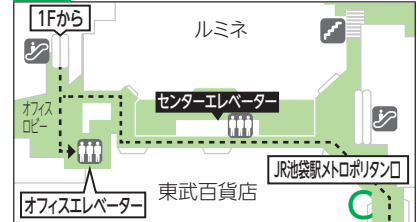
◆プリズムガーデン
エスカレーターで1Fへ

1F B 東武東上線 南改札



◆メトロポリタンプラザビル
オフィス内エスカレーターで2Fへ

2F C JR メトロポリタン口改札



◆オフィスタワーに入り
オフィスエレベーターで12Fへ